

京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を改正する条例（令和5年11月13日京都市条例第23号）（保健福祉局地域リハビリテーション推進センター）

京都市地域リハビリテーション推進センターの位置等を変更する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

- 1 変更前の位置 京都市中京区壬生仙念町30番地
変更後の位置 京都市中京区壬生東高田町1番地の20
敷地面積 5,970.81平方メートル
構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造5階建て
京都市児童福祉センター及び京都市こころの健康増進センターと共用
延べ床面積 リハビリセンター部分
延べ床面積約1,820平方メートル（予定）
移転予定時期 令和6年1月
- 2 受付時間を午前8時30分から午後5時までに変更
- 3 施設入所支援事業の入所定数を30人から20人に、短期入所事業の入所定数を2人から施設入所支援事業の入所定数の空き数に変更
この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第23号

京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を改正する条例

京都市地域リハビリテーション推進センター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市中京区壬生仙念町30番地」を「京都市中京区壬生東高田町1番地の20」に改める。

第3条中「午後4時」を「午後5時」に改める。

第4条第2項第1号中「2人」を「次号の事業に係る入所者の数が定数に満たない場合、その満たない数」に改め、同項第2号中「30人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局地域リハビリテーション推進センター)